

7月は青少年非行・被害防止全国強調月間です ～地域の子どもは地域ぐるみで守り育てる～

明日を担う青少年が、社会性や自立性を身につけ、心豊かにたくましく成長していくことは、市民すべての願いです。

しかし、家庭や学校、地域社会などさまざまな環境の中で、少しのきっかけで非行に走ったり、犯罪の被害に遭ったりする子どもは少なくありません。

国は、7月を「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と定めており、期間中は全国で運動が展開されます。

本市でも、青少年が非行に走ることなく、健やかに成長できるように、家庭・学校・地域・行政が一体となって青少年の非行・被害防止に取り組みます。夏休みは、さまざまな誘惑に引き込まれやすい時期です。「地域の子どもは地域ぐるみで守り育てる」を合言葉に、家庭や地域で子どもの安全を守りましょう。

田川警察署少年補導員と 連携した啓発活動



▲青色パトカーによる巡回
市内8校区の児童生徒の下校時パトロール



▲街頭啓発活動
JR後藤寺駅前・JR伊田駅前での乗車マナーの向上運動



▲夜間街頭補導パトロール
後藤寺や伊田方面を中心とした街頭パトロール



▲青少年の非行・被害防止キャンペーン
7月下旬の後藤寺・伊田夜市での活動



スマートフォンや SNS などを使って、子どもが簡単に世界に向けて情報を発信できるようになった現代。

小学生の約6割、中学生の約8割、高校生の9割がスマートフォンなどでインターネットを利用しています（内閣府調査）。グローバルな世界でコミュニケーションや情報収集の力を養う一方で、生活習慣が乱れたり、依存症になったり、犯罪やトラブル、いじめに巻き込まれたりするなど、深刻な問題が発生しているのです。

本年度の「青少年の非行・被害防止」における国の重点課題では「インターネット利用に係る犯罪被害の防止」が1番に掲げられています。また「青少年インターネット環境整備法」では、保護者の責務が定められています。ここでは、子どもを守るために保護者ができる3つのポイントを紹介します。

- ①適切なインターネットの利用を促しましょう
インターネットに「初めて」接するときが肝心です。何のために必要なのか、どのように使うのか、家庭でしっかりと話し合しましょう。
- ②家庭のルールを一緒に作りましょう
実社会でやってはいけないことは、インターネットであっても同じです。「人権尊重」の視点を中心に、子どもと一緒にルールやマナーを考え、きちんと守って利用する習慣を身に付けさせましょう。
- ③フィルタリングを利用しましょう
フィルタリングは、危険な web サイトに近づかせないための便利な機能です。年齢や使い方によってレベル設定ができ、利用したい web サイトの個別設定ができます。上手に使って子どもの安全を守りましょう。

福岡県青少年健全育成条例が改正されました。
(平成30年3月30日施行)

青少年がスマートフォンを購入するとき、販売代理店がフィルタリングソフトウェア（フィルタリング有効化措置）を設定するようになりました。設定を希望しない場合、保護者は正当な理由を書面で提出することが必要です。